



最近の交通事故の発生状況

交通事故の防止については、一人ひとりの交通マナーの遵守・意識の高揚が最も重要です。

市では、警察署や交通安全協会などと協力しながら、交通安全教室や出前講座の実施、道路交通環境整備や啓発活動などに取り組んでおり、交通事故件数そのものは減少傾向にあります。

しかし年間を通して交通事故は絶えず、市内では今年、265件の交通人身事故が発生し、うち2件は死亡事故となっています(8月末現在)。

市では、今後も引き続き、関係機関と連携して、交通事故防止のための活動に努めていきます。



▲9月20日の「秋の全国交通安全運動出発式」で交通安全を呼びかける、Ciel Bleu 鹿屋の上野みなみ選手



交通事故を防ぐためすぐ取り組めること

一人ひとりの意識や心がけひとつで、多くの交通事故を未然に防ぐことができます。次のことに取り組みましょう

- 黄色信号での無理な進入や信号無視は止めましょう
- 薄暮時(夕方)は、早めのライト点灯や夜光反射材の着用などを心がけましょう
- 運転者も歩行者も、時間にゆとりを持つことを心がけましょう
- 「交通マナーの遵守」と「思いやり」を大切にしましょう



▲通学路や道路が狭い地域などでは、「ゾーン30」や「レーン30」を定め、車の最高速度を制限しています

交通事故撲滅に向けて

あなたの行動、今一度振り返ってみませんか



今見なきゃダメですが ～ながらスマホは危険～

近年、スマートフォン等の携帯情報端末の普及が進み、私たちの生活の中でも、スマートフォン等を扱う機会が増えています。

スマートフォン等は、正しく使えば便利なものではありませんが、使い方によっては、交通事故などを発生させる原因にもなります。

歩行中や自転車乗車中、車の運転中のスマートフォン操作、いわゆる「ながらスマホ」が問題視されています。実際に起きた交通事故でも、この「ながらスマホ」が原因で尊い命が失われたケースがあります。



▲スマートフォンを操作しながらの運転や歩行など、「ながらスマホ」は、絶対にはいけません



「サポカー」で交通事故防止

経済産業省・国土交通省・一般社団法人日本自動車会議所は、高齢運転者を含めた全ての自動車運転者による交通事故の発生防止・被害軽減対策の一環として、「安全運転サポート車(サポカー、サポカーS)」の普及に取り組んでいます。「安全運転サポート車」とは、主に次のような、運転支援機能を備えた自動車のことです。

- 前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、自動でブレーキを作動させる機能
- 停止時などにアクセルを踏み込んだ場合、エンジン出力を抑えたりすることで、急加速を防止する機能

自動車を買換えたりする際は、これらの機能があるものを選ぶことも、交通事故防止の一助になることが期待されます。

なお、「安全運転サポート車」は、交通事故などを完全に無くするものではありません。これらの運転支援機能がついた自動車に乗る場合でも、その機能を過信するのではなく、日ごろから、安全運転を心がけることが必要です。

自転車利用 その前に ～「保険加入」と「ヘルメット」～



自転車原因の交通事故を防止し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」が、10月1日から全面施行されました。

安全安心なまちづくりのため、自転車は適正に利用しましょう。

市安全安心課(3階) ☎0994-31-1124



▲5月に笠原小学校で行われた交通安全教室。ヘルメット着用などについても説明が行われた

条例制定の背景 ～自転車は「車」です～

自転車は、子どもから大人まで、特別な資格が無くても手軽に乗ることができる、私たちにとって最も身近な乗り物の一つです。また、環境に優しいことや、健康保持などに役立つといった特徴もあります。このほか、市ではスポーツとしての自転車の注目に、「自転車のまち」づくりに取り組んでいます。

す。特に最近では、交通ルール等を無視した、危険で迷惑な自転車の運転が社会的な問題となっており、不適正な自転車の利用で、自転車による交通事故が増えている現状があります。また、自転車事故でも、賠償責任等が発生します。近年は賠償金額が高くなることも多く、平成25年には、小学生が自転車事故を起こし、その保護者に対して約9,500万円の賠償を命ずる判決も出ています。

「自転車の安全で適正な利用に関する条例」完全施行

3月24日、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」(以下「県条例」)が施行されました。県条例は、自転車の安全で適正な利用に関して、事業者や自転車利用者などが果たすべき役割や義務などを定め、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものです。そして10月1日から、「自転車損害賠償保険等への加入」や「乗車時のヘルメット着用」など、利用者や事業者の新たな義務規定を含め、県条例が完全施行されました。

新たに施行された 自転車利用の際の義務

1 ヘルメットの着用

- ◎幼児と一緒に自転車に乗るときは、幼児にもヘルメットを着用させましょう
- ◎中学生以下の子どもが自転車に乗るときは、保護者は、子どもにヘルメットを着用させましょう

2 自転車損害賠償保険等への加入

- ◎自転車利用中に、他人にけがなどをさせてしまった場合に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう

※このほか、事業者においても新たな義務が10月から発生します。なお、これらの義務を守らなかった場合の罰則はありませんが、安全・適正な自転車利用のため、必ず守りましょう

Point 自転車損害賠償 保険とは

私たちが自動車を使うときに、いわゆる任意保険に加入する人が多いと思いますが、その「自転車版」です。

自動車の任意保険や火災・傷害等の保険に付帯している保険を利用するほかに、「TSマーク」付きの自転車を購入することも、保険が適用されます。「TSマーク」とは、自転車安全整備士による整備が施されていること、自転車使用時の損害賠償保険に加入していることの証明です。「TSマーク」は、青と赤の2種類あり、補償上限額や補償範囲が異なります。なお、「TSマーク」は1年間の有効期限があります。定期点検などで適切に更新し、自転車を安全に利用しましょう。



▲TSマーク見本。青に比べて赤のTSマークは、補償の上限額や範囲などが幅広くなっている